

令和7年度税制改正のポイント 資産形成の一助に! 知っておこう「iDeCo」の改正

将来の老後資金を自身で積み立てて育てる年金制度、個人型確定拠出年金「iDeCo」(イデコ)。
令和7年度税制改正において見直されたポイントを解説します。
※本稿は、「令和7年度税制改正の大綱」(令和6年12月27日閣議決定)に基づいています。

自分で選んで、自分で育てる私的年金 そもそも「iDeCo」ってなに?

iDeCo(個人型確定拠出年金)とは、国民年金や厚生年金等の公的年金に上乗せする年金制度の1つです(図表1)。

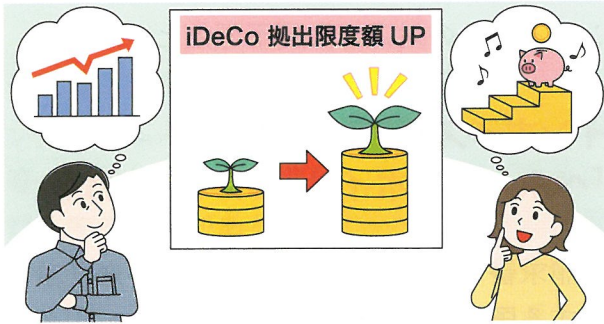
加入*は任意で、加入者は、自身で設定した掛金を拠出し、その掛金を元手に自ら選んだ金融商品で運用。運用益を含めて積み立てた年金資産は、原則60歳から受け取ることができます。

iDeCoは、①拠出した掛金の全額が所得控除の対象となる②運用益も非課税で再投資できる(通常、金融商品を運用すると運用益に税金がかかる)③受取時にも控除(公的年金等控除・退職所得控除)が設けられている——といった税制優遇措置が講じられています。

老後の資産形成の一助となる年金制度として、確定拠出年金法に基づいて平成14年(2002年)1月から制度運用がスタートし、現在、約354万1,000人が加入しています(国民年金基金連合会、令和6年12月現在)。
※iDeCoを取り扱う金融機関(運営管理機関)を通して加入します。

資産形成の公平性確保に向けて iDeCoの拠出限度額が引き上げ

働き方やライフコースが多様化する中、老後に向けた資産形成をより一層促進する観点から、令和7年度税制改正において、iDeCoの毎月の拠出限度額が引き上げられます(図表2: 確定拠出年金法等の改正が前提であり、引き上げの具体的時期は未定/令和7年2月1日現在)。



現行制度では、第2号被保険者(会社員等)の場合、勤務先の企業年金(企業型確定拠出年金: 企業型DC)の有無によって拠出限度額に差があります。企業年金に加入していない会社員の場合、iDeCoの拠出限度額は月額2万3,000円まで。そして、企業年金に加入している会社員の場合、iDeCoへの拠出限度額は月額2万円まで、かつ企業年金の拠出額との合計拠出限度額は月額5万5,000円までで、公平性が課題となっていました。

今回の税制改正では、そうした差異を是正するため、企業年金と共通の拠出限度額に一本化。その上で共通拠出限度額が7,000円引き上げられ、企業年金の有無にかかわらず、第2号被保険者の拠出限度額は、共通で月額6万2,000円となります。企業年金に加入している人にとっては、「iDeCo+企業年金」の合計拠出限度額が月4万2,000円の増額、企業年金に加入していない人にとっては、拠出限度額が月3万9,000円の増額となります。

また、第1号被保険者(自営業者やフリーランスの人)の場合、現行制度ではiDeCoと国民年金基金等との合計拠出限度額は6万8,000円までとなっていたましたが、今改正により全体で7,000円引き上げられ、月額7万5,000円となります。

※なお、第3号被保険者についての改正はありません。

図表1 iDeCo(個人型確定拠出年金)の特徴

●税制優遇がある

【拠出時】 iDeCoの掛金は全額が所得控除の対象(小規模企業共済等掛金控除)。所得税・住民税が軽減される。

(例) 年収650万円の人の場合
給与所得控除等を引いた額が約400万円として、
毎月2万円拠出したとき(イメージ)

iDeCo未加入の場合

iDeCo加入の場合

税金

税金

所得税・住民税
約7.2万円
軽減

所得税および復興特別所得税の合計税率を20%、住民税率を10%として計算

【運用時】 運用益は非課税で再投資できる(iDeCoの運用資産に対する課税は停止中)。

【受給時】 受け取る年金は、公的年金等控除の対象(iDeCoを一時金で受け取る場合は、退職所得控除の対象)。

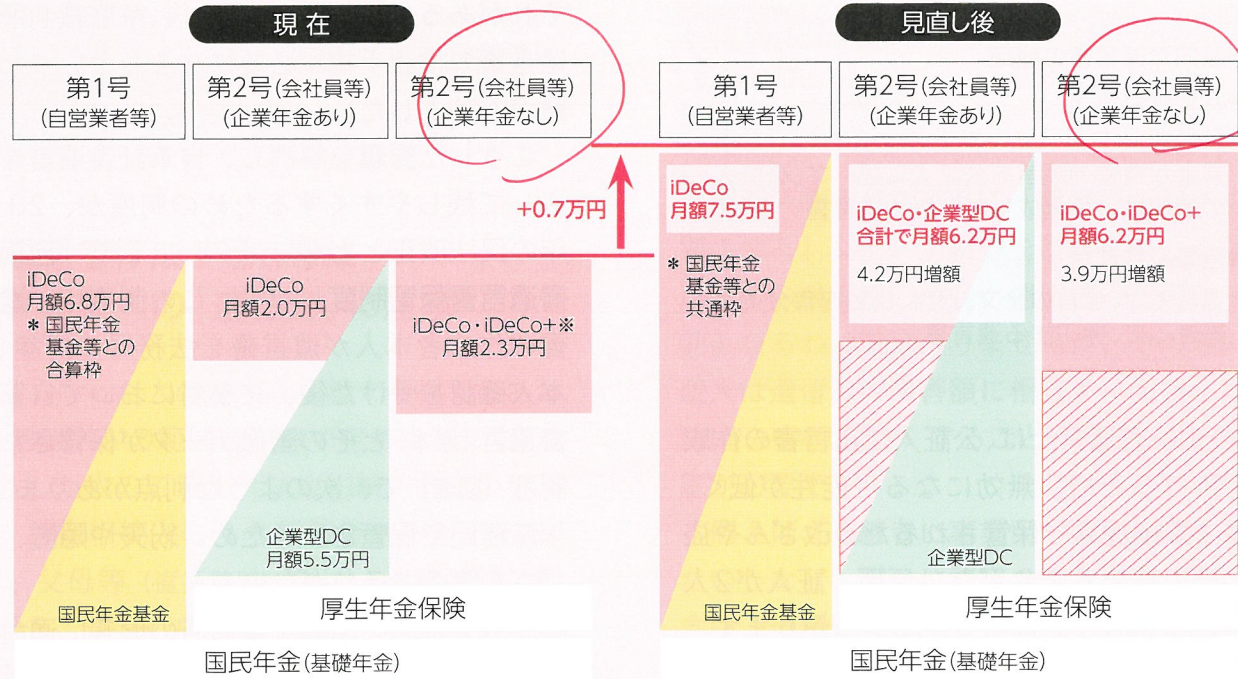
●毎月5,000円から1,000円単位で始められる
●定期預金・保険商品・投資信託などの運用商品の中から自由に組み合わせて運用できる
●運用商品を途中で変えられる
●転職・退職や結婚しても年金資産を持ち運べる
●基本的に60歳まで引き出せない

シミュレーションは
こちらから
国民年金基金連合会
「iDeCo公式サイト
かんたん税制優遇シミュレーション」
(令和7年2月1日現在)

iDeCoについて詳しくはこちらから
国民年金基金連合会
「iDeCo公式サイト」
(令和7年2月1日現在)

国民年金基金連合会「マンガでわかる! iDeCo」等を基に作成

図表2 令和7年度税制改正におけるiDeCoの拠出限度額の引き上げ



※「iDeCo+」(iDeCoプラス)とは、企業年金(企業型確定拠出年金・確定給付企業年金・厚生年金基金)を実施していない従業員300人以下の中小企業の事業主が、従業員の老後の所得確保を支援できるよう、iDeCoに加入している公的年金の厚生年金被保険者である従業員が拠出するiDeCoの掛金に上乗せして、事業主が掛金を拠出する制度です。

厚生労働省「令和7年度税制改正に関する参考資料」(令和6年12月)を基に作成